

北広島町農業委員会第 6 回総会議事録

事務局 (第 6 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 10 番、11 番にお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので、意見を求める。令和 5 年 12 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願いします。

12 番 12 月 6 日に現地確認を致しました。同時に譲受人から聞き取りも行いました。譲受人は長年農業されており機械もありますし、耕作要件も満たしていると思います。周辺に対する影響でございますけれども、ほ場整備外の田ということもあり、山寄せという田なので影響は無いと思います。。以上のことから、地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

会長 それでは番号 1 番についてご質疑に入ります。ご質問はございませんか。

委員 (なし)

会長 ないようですので、それでは質疑を打ち切って採決致します。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より補足説明をお願い致します。。

6 番 12 月 6 日に現地調査を行っております。農地は、現在法人が水稻作付けを行っております。譲渡人は、利用権設定は合意解約済でございます。譲受人が新たに法人と利用権設定を

行うこととしております。これは本人と確認をしております。他の農地につきましては、1枚の田の中に境界が入っている状況でございます。これを1つの所有者にと言うことでございます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願い致します。

6 番 12月6日に現地調査を実施しております。本人より聞き取りも行っております。対象農地につきましては水稲作付けを農作業委託をされております。その他の農地につきましても保全管理ということでございました。交付金対象農地でもあり適正に管理されており、特に問題はないと考えます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し障りないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号3番について質疑に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請のとおり許可しても良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

2 番 12月11日に譲受人、譲渡人と面談を行っております。譲渡人は、病気療養なので電話対応となりました。譲渡人は、大病を患っており以前より譲受人に作業委託している状況で

す。譲受人は数年前から譲渡人と作業していたが、体力的に無理ということで、譲受人が管理を行っておる状況です。譲受人は、以前より耕作を行っており、農業者であり、技術的、体力的、労力的にも問題ないと思われます。また、周辺農地への影響もないものと思われますので法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

職務代理 それでは番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委 員 (なし)

職務代理 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。

会 長 それでは番号5番について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

15 番 12月12日に譲受人と現地確認に行ってきた。この農地は現在、譲受人が代表を務める法人が作付け等を行っており、草刈り等の維持管理も譲受人が行っておられます。今後も作付け、維持管理については現在と同様に行うということです。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。承認の程、よろしくお願い致します。

会 長 それでは番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決致します。番号5番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

1 番 12月12日に現地確認に行いました。譲受人は後日確認を致しました。この申請地は、譲受人が7,8年前から管理しておられ現在に至っております。譲渡人は嫁いでおられ管理が出来ないことから譲受人が売買で取得することとなっています。近隣農地への影響もないと思われます。労働力も夫婦でやっておられますし、機械も全てございます。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。どうかよろしくお願いします。

会 長 それでは番号6番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

職務代理 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

職務代理 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

会 長 12月13日に現地調査を行ってきました。申請地はこれまで法人が管理しておりましたが、利用権設定満了に伴い、法人の構成員である譲受人が購入し、今後も法人が管理していくと思います。以上のことから、法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程、よろしくお願いします。以上です。

職務代理 それでは番号7番についてご質問等に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

3 番 これまでも利用権設定ということだが、今後は弁護士と利用権設定となるのか

事 務 局 被相続人と法人でされておりました。

職務代理 他にございませんか。

委 員 (なし)

職務代理 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請のとおり許可して良い

と思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 続いて番号 8 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

4 番 12 月 13 日に行政書士を含め現地審査を行いました。現在は集落の方で維持管理をしている状況です。譲受人は 58 才、離職後は自ら耕作したいと話されていました。周辺農地への影響はございません。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

会 長 それでは番号 8 番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

3 番 許可後残った面積は。

4 番 この後非農地証明も出ておりまして、その差です。

会 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

13 番 12 月 13 日に現地確認を行いました。図面 9-2 をご覧下さい。申請地の下が、譲受人の奥さんのお母さんがおられた土地です。この地番の中で畑をされてましたが、相続の関係で作れなくなった。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。どうかよろしくをお願いします。

会 長 それでは番号 9 番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

14 番 12 月 10 日に現地確認をしております。現在、譲受人が畑を作っておられますが、今回きちんとしようと本申請に及んでおられます。譲受人の機械、技術、労働力問題なしで、今後も野菜とか作って行かれる感じです。農地の利用なので、水路等周辺の影響もございません。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と思われるので、よろしくお願いします。

会 長 それでは番号 10 番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。番号 11 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

14 番 12 月 10 日に現地を確認しております。父から子へ譲り渡すもので、トラクター等も共同で購入しておられ、技術等も問題ございません。以前より十分農作業に関わっておられますので、農作業に従事する時間も十分にあると思います。地域の共同作業、水路の管理等もしっかりされております。以上のことから法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と思われるので、よろしくお願いします。

会 長 それでは番号 11 番について質疑に入ります。ご意見ご質問はございますでしょうか。ございませんか。

3 番 面積に差があるのではないかと。

事務局 今回違反転用が分りましたので、その部分を除いて 3 条申請をされております。

会 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 11 番について申請のとおり許可して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。従って申請どおり許可することに決定しました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会 長 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 4 条の規定により別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 5 年 12 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 番号 12、13 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明：関連案件のため番号 12、13 を説明)

会 長 それでは担当委員から 12 番 13 番の補足説明をお願いします。

6 番 12 月 6 日に現地調査を行いました。申請理由、始末書の内容等も間違いないことを確認しております。面談しております。計画面積の妥当性も特に問題無いと思われれます。水路等も川に面しており、水の流れ等、周囲の営農に影響が出る状態ではございません。被害防止措置は、当然講じられておると確認しております。公用廃止の手続きもされておるということです。特に問題は無いと思われれます。以上のことから許可相当と思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。番号 12、13 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。はい。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 12、13 番について申請のとおり受理して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり受理することに決定しました。番号 14 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

11 番 12 月 8 日に現地調査を行ってきました。後日本人から電話でお話を伺いました。お父さんの代にグランドゴルフ場になったということで、この度、相続で整理するのに現状が分り、今回の申請に至ったようです。現在もグランドゴルフ場ですし、管理もされております。今後も同じように地域コミュニティとして使っていくとのことでした。周りの水路なども管理されております。周りの多への影響は無いと思われまゝす。面積ですがグランドゴルフなので妥当な面積かと思われまゝす。以上のことから許可相当と思われまゝすので、ご審議の程よろしくお願ひ致しまゝす。

会 長 ありがとうございます。番号 14 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございせんか。はい。

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 14 番について申請のとおり受理して良いと思われん委員の方は挙手お願ひしまゝす。

委 員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員です。よって申請のとおり受理することに決定しました。

議案第 3 号 農地改良届について

会 長 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、農地法第 5 条の規定により別紙のとおり申請があつたので意見を求める。令和 5 年 12 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 番号 15 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

8 番 去る 12 月 12 日に現地を確認しております。また、申請人には直接対応していませんが、推進委員からお話を伺っております。申請人と該当圃場は遠方で、申請人は今年か昨年か、運転免許証を返納されたということで移動で作付けが難しいということで、一枚の圃場にし作業効率を上げたいということでした。今後も法人に委託するということでした。以上のことから許可相当かと思ひまゝす。ご審議お願ひしまゝす。

会 長 ありがとうございます。番号 15 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はござい

せんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 15 番について申請のとおり受理して良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請のとおり受理することに決定しました。

議案第 4 号 農地転用（農業用施設）届について

会 長 議案第 4 号農地転用（農業用施設）届について、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定により別紙のとおり届出があったので承認を求める。令和 5 年 12 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範

会 長 それでは番号 16 番について説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 それでは担当委員から補足説明をお願いします。

4 番 12 月 13 日に現地確認を行いました。申請人の行政書士と現地を確定しております。現況は写真のとおり山林であり、農地に戻すということは困難であると考えます。ご審議の程、よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。番号 16 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 16 番について申請どおり証明を発行しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

職務代理 挙手全員です。よって申請どおり証明を発行することに決定しました。

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

会 長 議案第 5 号農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画（5-3）について意見を求める。令和 5 年 12 月 20 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範 事務局説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 ありがとうございます。それでは議案第 5 号について質疑に入ります。ご質問ご意見を
お願いします。ございませんか。

委員 (なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。議案第 5 号について申請のとおり決定しても
良いと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員です。従って申請のとおり決定いたしました。
以上で本日提出議案の審議を終わります。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会 長

㊟

議事録署名者

㊟

議事録署名者

㊟